# 米子市介護予防・生活支援総合事業

# 通所型サービスB 補助金のご案内



米子市では、高齢者が生きがいや社会的な役割を持って生活することができる 地域づくりに向けて、高齢者等に対する介護予防・フレイル対策に資する活動の実施に ご協力いただける団体等を募集しています。

### 対象となる事業

市内に住所を有する要支援者等に対する、転倒及び骨折の予防、運動機能、口腔機能及び栄養の改善並 びに認知症予防等の生活機能の改善を図ることを目的とした介護予防に資するプログラムの実施

<条件> ✓1か月に1回以上実施すること ✓1回当たりおおむね90分以上実施すること

補助額等

立上げ費用 1団体あたり3万円まで

運 営 費 用 1回 ぁたり 5千円まで (年間上限 10 万円)

#### < 補助の対象となる経費の例 >

講師等への謝礼/ボランティア活動に対する奨励金/備品購入費 消耗品購入費/印刷費・コピー代/郵送料/保険料/手数料/会場使用料 など

# > 対象事業者

次のいずれかに該当する団体

- 自治会及び自治会の組織内の団体
- 有志による市民団体
- ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体

**6**補助額決定

- 特定非営利活動法人 

  社会福祉法人
- 医療法人 など

・ 確定した補助額に基づき、補助金を請求することができます。



# 主な手続きの流れ

事業者 ●実施団体登録 「通所型サービスB」の実施団体として米子市の登録を受けます。 米子市 20 実施団体登録決定 登録有効期間は3年間です。(●の手続きは2年目・3年目は省略可) **6**補助金交付申請 ・米子市に今年度どのような内容で実施するか、計画を提出して、承認を受けます。 ・ 通所型サービスBを実施するために、事前に補助金を受け取る必要がある場合 米子市 **△**補助金交付決定 は、"概算払い"に より、年度の初めに受け取ることができます。 事業者 **6**実績報告 ・ 米子市に今年度実施した内容を報告して、承認を受けます。